

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニタ記録計交換時、放射線モニタ記録計（非常用ガス処理系・非常用復水器ベント）本体の入替が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	タービン建屋工作機械室内グレーチングにおいて、一部破損及び止めネジなしが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋二重扉（北側）入口脇の中継端子箱上部の電線管において、アース線の外れが認められたため、当該アース線を点検・修理	D	
4	2号機	主タービン組合せ中間弁弁箱整流板溶接部の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール等が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	原子炉隔離時冷却系蒸気隔離弁の分解点検時、リークオフ弁内部に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
6	2号機	高圧注水系主ポンプの浸透探傷検査時、インペラー羽付根部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	C	
7	2号機	復水脱塩装置・薬液配管凍結防止ヒーター盤において、盤表面等に錆及び腐食が確認されたため、当該盤の修理	D	
8	2号機	格納容器圧力抑制室空気作動N2ページ弁点検時、駆動部ベント部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	タービン建屋1階（南西側）において、モータコントロールセンタ3B-2横床面に雨水と推定される水溜まりが認められたため、調査及び漏えい箇所を修理	D	
10	3号機	廃棄物地下貯蔵設備の換気空調系送風機において、ガイドベーンに腐食及び一部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	ドライウェル空調ユニット空気温度指示制御装置において、故障表示ランプの点滅が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉ベント弁において、不具合（開閉操作困難）が認められたため、当該弁を点検・修理	対象外	
13	5号機	残留熱除去系熱交出口試料調整ラックA点検時、弁銘板の違いが認められたため、当該銘板を交換	D	
14	5号機	残留熱除去系熱交出口試料調整ラックB点検時、手動流量調整弁に開閉指示不良等が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	タービン建屋現場パトロール時、高圧復水ポンプ吐出配管サポートのアンカープレートボルトの一部に脱落が認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	計器設定に関する確認において、補機冷却用海水ポンプ吐出ヘッダー温度の計器仕様表に、誤記が認められたため、対応検討	C	
17	5号機	復水脱塩装置の復水入口サンプリング配管の一部に、詰まりが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）出口サンプリング調整ラック入口弁の遠隔操作スイッチにおいて、スイッチ不良（空回り）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
19	6号機	相分離母線冷却ファン（B）において、出口ダンパー動作不良（シートリーク）が認められたため、当該出口ダンパーを点検・修理	D	
20	6号機	主復水器（A）において、ホットウエルの水位低警報の復帰不良が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで